

令和 8 年度

要保護・準要保護児童生徒就学援助制度のお知らせ

芸西村教育委員会

1. 制度の内容

この制度は、経済的な理由から就学困難な児童・生徒に対して、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、クラブ活動費、卒業アルバム代等の援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を目的とするものです。

2. 援助を受けられる方

- ①生活保護を受けている方 *修学旅行費のみ援助があります。
- ②生活保護世帯に準ずる程度に生活に困窮し、援助を必要としている方。
- ③児童扶養手当の支給を受けている方で、援助を必要としている方。
- ④村民税非課税世帯（※同一世帯全員が非課税）で、援助を必要としている方。
- ⑤同一世帯の前年の所得が生活保護基準の 1.3 倍未満の方で、援助を必要としている方。
※同一世帯とは、同じ住所に住んでいる方です。（単身赴任で生計を共にしている方も含みます。）
住民票や生計が違っていても、同じ住所に住んでいる方は、同一世帯とみなします。
*所得水準の算定は、家族構成等によりそれぞれ異なります。
*所得額の目安（令和 8 年度）

家族数	家族構成	所得額 (令和 7 年中)
2人	父または母(32才)・子(小1)	220万円程度
3人	父(35才)・母(32才)・子(小1)	256万円程度
4人	父(40才)・母(36才)・子(中1)・子(中3)	284万円程度
5人	祖母(59才)・父(37才)・母(36才)・子(小3)・子(小1)	365万円程度

- ・収入状況の目安については、審査の項目によって増減します。
- ・同じ住所にお住まいの方の所得は、生計の状態にかかわらず全て合算します。
- ・給与収入の場合、給与所得控除後の金額で計算します。（社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除がある場合はそれらを除いた金額）

3. 援助の内容（限度額があります）

- ・新入学児童生徒学用品費等（2月申請者を除く、1年生のみ。）
- ・学用品費
- ・修学旅行
- ・校外活動費（宿泊を伴うもの含む）
- ・学校給食費
- ・クラブ活動費
- ・卒業アルバム代

4. 申し込み方法

- 申請書は学校にありますので、援助を希望されるご家庭は、学校へ申し込んでください。
(すでに援助を受けられている方も申し出は、毎年度必要です。)
- 申し込み期限(毎年4月下旬頃:各学校にお問合せください)
※年度途中での申請の場合は、申請日の属する月からの認定となります。
- 要保護、準要保護児童生徒に認定されるかどうかは、審査のうえ6月末頃に学校を通じてお知らせします。
- 前年度の1月2日以降に他市町村から転入した方は所得証明書(申請年度分(6月以降に証明書が発行されます))を発行され次第、提出してください。
- 課税状況の確認のため、必ず令和7年分の所得申告を済ませてください。

5. 問い合わせ先

この制度で分からないことがありましたら、教育委員会事務局(電話33-2400 就学援助担当)までお問い合わせください。